室町殿家式

二冊

特別
73
7082
3

室町殿家式下

一 主貴人乃士卒へ盃を持くる出屠蘇の事
角の折敷ゝ引ちいさこ盃いはをうつたる
た持くる生そ先諸家へ大きのさかふくは
くまひく亭主共見ゝ見つくらひさて
持くるかへし客人と亭主同位なるも右方
の居くる生屠蘇但又亦時くしわて上座の後を
よ生屠蘇ゝ有屠蘇ゝ時ふくわ見計て生へし
一 盃持屠蘇の事 作りまるくたく
持くるかへし客人と亭主共に持くるかや

龍田文庫

往往小指を出す物なれば先へ押出して
生命をかけるものなれば思ふさま使ふ
事なれば手の届かぬ所へ出して突しなる時
は若年者は是を三方へ廻りて退へし

一 敵を突こなしの長柄の時は手あるを
細くしてかたむけ長しこれ紙
汗拭のそこへ入れぬやうにして押入置し
腰を下ろしたる仕さしてからかく次
先は若者のとこれ見たるを迎へさ
た先りわたいなんの時は小さ指をして

鉄砲を持て出へし鉄砲のわるうの長短
りて先あるを小さりて出へし片手にて持す
貴へ次先も先主社のさいたきたること
海人しかこ海人のふうの長方の膝をたてた
膝をたてて右のきひをとさてかこ海人
久敬ことの是は膝と立ててからかたま
をひ成つてこ若物ふうの形ふうの
事をちわくをうをふへ又あまわるこ
ひろふんて弱るえの中注とこち
ふうのたの長物をかけたの長物を

かなで拾遺抄に入りて侍
るなり後撰の時に拾遺抄
云々云々先古今にふるかた
の事なるべく侍ふ事しさて
述し事多の方とかくの根源のさいへるそ
さうつさとかりて詞へきりてまこと言葉
方とかなて客人の方へ歌と拾遺抄色一
一番の歌とうわよ所事一めくの物語とかわ
てあるとと餞を持のかくて神わあの歌とれと
書所書かくれ時あるくとしたを歌とべり

一

あるとさてくるかくうるはなる事わわそれと雅
ううんとまる事日記ある時のうるわて見て
うる雅歌をかて雅とかくて歌のかく
歌と九て相撲とかて書所へし根源へと
言葉の書さていとあるこあるとて
何方のあくし言葉とかくうるはて歌というし
一言ふさけと人の事言葉立ちかへ雅きけへわ
かうるとうる所へ又雅歌よ見言葉のて歌
見し見対て物かくらいこうるへしかの事
見計用歌述又言葉のこ歌かくく人事

第一のうつわもり汁すゝいくさし人前ふ出し
亭湯ておそく入るのあるひハ又おそく呑ハ
の様にもれくしられたる所さつさふ押付て
入る事これわわ其あやしやあるなし是
主きこそわるいさ事也御客人ハとにかく
あわて不手作なる酌の分ハ様ふ押付て入る
酌とりはたとひけにとりたるあわて酒を
さけとの酒にて持ちまはし上て土器とりあけ
申ししもへし是人の前ふ立ハ様に持つ
申しとひ申しふ見へふかしおいてとり申へし

一 かくらの事ハ能と見て飲み申へし
起別ハ見あわせて酒をも志いる様なる間
酌の手擦に志のこるひろふる事出あらハ
志のよくゝ上戸の中るる時ハ一つ入るく
されましく志めるての酒をも持あまし
ころひておもしくわしき事なる
一 酌ふ別人参らハ別客はし亭主人の前にて
きるのあゝてしと酒まへし酒くの事
并茶ふ酒付なる所とよく亭人のわるく
あるて酒へし主客人へまる所付る銚子の

[illegible]

一 かの屋しき敵ゝ[illegible]の時[illegible]
さいのきゝ[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 さいこしの事きゝ[illegible]事也[illegible]と言ふ[illegible]人を
[illegible]
くて[illegible]
[illegible]

もる事なくて有まじき事也 去なから当人へかゝら
ほとそさいの見へかゝれは何方におゐても見へ候
ても破とハ申へし 先方何としても左やうなき
時の事也

一 ひさけもの人さやうの事 先しかるへき人々其人の
そはへ来る時ひさけとハ申さしつるとも
かゝてかくこれをつかさてかくこれ候ハゝ申へし
先ハ当人へ侍時にひさけの男とも方へ参りて
当方の上にて候よし申へし 一座とりんさんと
候へし

一 ひさけとはらくのへと申へきやうの事 左の手
にさけをとりて右の手にてひさけのくちを持
て又右の手にてつるをとりても可申候
さて右のひさをつき右のひさをたてゝ可被
入事なとハあまりハ持てひさけとは申さす
つゝみてもなきものひさとれにきても可申
かく候様人の申事大事なりとも人へ申
様なく人の人へ申し 破れ人へ当人へ参りハくの人
の方よりかくつゝくの人の先へ参
も破の人へかくつゝ持の様なり 様子さ酒

あくる酒と多く銚子へ入候ハ銚 銚子り
酒あつて時宜斗の時分それより酒を入座し
ますに入まし一てもくるしからす次へ入る時ハ
前の手にてくわへさけのつるを持たせの手にてくゝる
ひさけのくちとたゝして酒を入る時わさて
加様の事数の人立て持ると見てくわへさけの人
かく候へし一度にくるゝと人小出てもしるゝそ
いふ人あり一向いられ者記るまりもしるゝと云
事古く多弥の事あり

一 主客人へ数一人つゝの事仕様ハ前々よりまて

一 よく客ありしいふて右んろいとゝんこんよ
うや候ふていふへし又半輩への事先も
弥ふ若ふるしたてゝのとく出へし若様米
用米飯ふるひ入る肉のちかふ小数として
酒とのまする事あり又たの見とつき前のよ
ならハ仕様にて銚子残持て酒とのまするへし
うして若ふる事あるへからす

一 盃の台の有る所にて数ある事先にて別に
かゝるならし台ふりて出る台の叢ふハ
持てまいらせあかわかわる持ふわ右にてつきの台のき

入ゝして清と称りなるものゝ事なれども
ゝ其の敬の作法者なるべし　五の事ふ者て
法なわれなるべしあるべ
ゝ作ふ心高ぶりてあるべ
なるの並人持くゆてわるるの事あゝ
敬よとゝふ五て事ゝ侍て訪ゝて法敬
と称て訪ゝさるわ無列ふるべ下ハ和
歌ふ五ゝ先人の和ゝ生れるわらわるゝ
先ゝゝしうの事也

一　三つ五の敬の事一いのゝうつきふゝ三度つゝ三つ

小てゝ三九度入る也五ゝ一つの時ゝ祝言
ゝ清ゝ紀ゝ五ゝ人ゝ府ゝ二度入て三ゝふ
酒を入三度月小ゝ二度入ゝ三度ふ酒を
入ゝふゝ二度入ゝ三度ふ酒と入ゝ三
九度の数ゝ式ゝ五ゝ酒也三いゝつゝ八五三つ
ふゝ三度充入ゝ先人

一　同三つ五の人ゝ梅ゝ事　春事ゝ花ゝ
春五しのゝ五ゝ五の和ゝの事年ゝ多人ゝ
ゝのゝ五ゝ五と三つのゝのゝて元のゝ
重て五ゝ五ゝ五ゝ五ゝ五ゝ人ゝ

かゝるものとして生涯をすゝめてまてし
し何と生ものとはいふ法をあさるは紙
やうふ生へし

一

法ようりうの出のうの事はんぶつとゝ
ゝ一番小出ハ法華経まゝ法華ハ
一代教の数ハ法華のむし梅法をへ
ゝ法をのそのとをとを法を
法華数小法華ハ法華ハ
事ゝ法ハ小乗の
事ゝきゝ世界又ハ
ゝ法へ法をゝ

一

かゝの法華ハ法華ハ小乗のわゝ
数ゝ数の二人ハ四ゝ法ハ二人の二人
四ゝ法ハ法華ハ
ゝ貴人法華ハ対
てかゝ人し世さゝ
法ハ四ゝ法ひゝ
小乗と法ハ人
法ハ法ハ法ハ
ゝ人ハ
かゝの法華ハ法華ハ

一 青の事 [illegible] 事也
去るゝかゝて咎ふくさう入さたあく
ひて三ゝ主ぬゝうる花をてみて
りとゝくゝのくゝし [illegible] 人
ちこゝゝ流のゝうるものをて不生て酒と
のこをて意とおて酒を肴とおて
かゝ多へしゝゝうくゝハ皆ゝひゝゝ
一 世人の主多へゝゝれとおゝとこみて
ハゝしゝゝて死て酒をのしおて
ゝくゝ事ゝ不ゝ多へゝの毎ゝゝ

而にて多戒ゝゝゝ [illegible] 酒と医
一 鞠のかゝにゝゝの故の事也ゝ多の事を
ゝゝとゝゝの名とゝ [illegible] 多の [illegible]
しゝゝゝまて法ゝ中都ゝある [illegible]
例ゝ示ゝゝゝ [illegible]
へゝゝ次ゝ中のゝの名ゝとゝ
ひゝへゝゝまゝ
一 自然無量のゝゝゝ
ゝの事ゝへゝ次法 [illegible]
ゝゝゝ

かるい数事を有へし村方なよ所
くらしかるぬるわ

一 三月の法華のこやうの事付鎮守のとく座
又つかり有る

一 貴人の法敵ふて給附の事、いふ心もかるこ
きをきていかりてたゞ者て帰らへし同じくハ
うむとさく春事ハ従先三月又叶よ
しして平ふしわら同むきて春事也ある民
先ちまふしきてのむつよ紀ち

一 主夫人の法華のこ様事前小委ちう是
今もしわもこ下の人の言ちは一所を
し載て只我人夫のむ一又いこ心を修
さう屋きのとまてあ者て載ち何ちん
んこ勿論さうわ俗ち又ひろうう

継様にてさき梅をはりつきさと兼寿人ハ乃
せしあ等座主人を将る志てことゝしとまさみ
て指察し我のこゝろさくつきといてしきて出座
あしきとゝいふさしてあわよく志ろさゝ載て
あり侍る継や具へさやうそ十ハかくの折数乃
やうなる盃のもりわる侍る量にさゝることゝもあまて
も出し文また参してそのまゝ敬の人へわたも
あるまゝわいろまてくゝしかゝ次

一 上臈中臈人女中方の酒盃の支見る口伐
そへ侍きこといふ由をもあるかやうしのうへ

一 御小人の盃そ魚南いてきこて只くそハ給
小継なり假令花荒するわれ同筆たるへし

一 太刀折紙持参文書披露之事先太刀折紙を
持参してあまた又ゐ人へのそうしやもせよ
折紙の字路と銘書へ参りて太刀は小
挟ひと折紙のうへ参りて結ぶゆひ三つとも
たへ参りて指太刀とは右の手に挽て持へし
足あひと指ゝ侍る本銘そまゝハもとゝと
こゝろさかりまて指ふくし 紅 給ふるあしと
右の手の小はいゆひとくゝしゆひぬ

又人前のようにして方を拵て指るの
折紙持ら手をわたす方指ら指ほうちと
さ面へし後方指ら指まのさしよりたゝハ
何とゆ人いわて見ふくし見しいふも
人の見ふたぬゆふ指屋一枚主人の前へ
おろさて次の見れさいふきうあて方のこ
ちらとたゝみ付て左へ清くふ指て
御前とゝひてさて指て初屋うゆ前
指つくひて初のあるを主人さく
清水へ指て行て折紙と下よ生方れ

ほうゆらふ指ら紙清て毒の見ほう方
と申へし折紙とあ一二の見ほうあるゆ
ひしるを毒見方のゆ表ふ指ふ付て
間の座敷折紙ちるあ前の折紙のよ
様のかゆ多ゆうと毒ら紙ゆ左見て立
表方ゆるは礼といふて無動ふして
退へし奏者のゆ客人と呼へし奏者と
ちゆうて客人あゆ礼と云ひて指る元の
奏者大日折紙ゆて退へ一いまゆ毒の
禮ちゆうたるはよ出ゆ方とれら主人

客人とし呼び出し所望の祝かをいさて方
とかゝる様なり

一 大刀折紙なんと信長事指置て為の膝と
なりてはくをひく先んぬるまたて折紙を
ちらわるまとへくさらぬうさらへ
枝方と持上るくるてかるへし帰時
方とをはくへくはくるこふ高をと
なへし 此時は祝ふあるように何方へ成
たちまうへはつへし折紙指置方の
うけつゝ祝ふあるべし

一 使者のとゆゑ又ちゝ嫡男孫四郎のうちに
をもて方折紙の折紙前如一 折紙と下
に金方とよふ金のわたのこはさく
方の手汁ゝしふあのゝくゝ重へしきへ
等嫡に物を付こしのかゝへ
ちわ下紙のうちのふこ方
なり

一 役方のふ小袖付道七一はくてたに
於を遠須中ゆくをもてかるねるすある
へし 其時方折紙とふのくゝ上よ方

とをの上ゝ小をゝうにて方と折紙ゝ
こちら添あのまたくゝ流出し法用ゝあの
をとあゝぶのをて右へしみ野紙と常のゝく
右ゝ指方と右ゝ指常ゝ流出ゝく折紙
のゝ上ゝ方の袴と中あゝ流出
仰ゝ袴ゝ方流出ゝ右ゝ方ゝ
ゝの上ゝ方ゝ小をてゝ

一

右のゝく一度ゝ袴と結ゝの事
向ゝ方あのまたて一度ゝ指方ゝ時ゝ

あのまたて結ゝ方ゝ袴ゝ
たゝゝ又折紙と右ゝ指方と
指て折紙の上ゝ方と左ゝ指方と
し先折紙と右ゝ方ゝ
下ゝ方ゝ袴ゝ二の
板亭主ゝ小ゝ方ゝ
ゝて方ゝ
方折紙と
指ゝ方ゝ
をて

一 主人へ方折紙所領のものへ話して
いろいろ意趣ありしきて物語とは
方とは差ふ方へ方のもの抱て
追へし

一 禁裏へ方差冠法領の対方にて法礼
ト事別条の儀ハ其時の参内迄ニ差延
申へし

一 綸旨ハ方法へ方の事 御成敗の時
法華宗も進上申る方の儀ハ綸旨
ト決断あるべて方ハ為ハ法へし

或義儀式具ハ方の極成物ハ上方時方
ハ方方を指ハ方へし

一 参内と方と一度ハ方へ方の事方下き
方と方ハ方なして出へし方方ハ方へ
ハ方方ハ方方ハ方 参内下方へし
方の方方の方方成方の方へ方方
ハ方方ハ方方方方方方方方方
ハ方の成方方方方方方方方方

一 参内の方ハ方の方方の事方方方
の時方成方へ方方方方方方方方

使ひ者のもひとり布にて手を
引結ひて結ひ付て手になほすこと
よしとくとの事を伝ひけりて
そなほ久しかるべし

一

脇を出さぬ極の事先生のせんとすなほ人には
廣を出さぬ心をもつてそこく修
たくはらて緩しひきく拘ることせん
ものうるの結構をしへし人の道拘て
修まらぬ者をいきほひをもつて
是を治しおのをして拘先人あのまたて押出

そまを修あひ義のうへ及編ゆくを緩
又あ付くさのうの拘廟ゆと名をかて
押以涙事急の間ものとあまへ是拘
又きくさのうてを対ぶよりてきしみく
ものらは事ものあり左拘の対をその海
を急く退屈にそまと合理ゆ先人せんと
出れを成業又を汁をこ修るを拘のう
結を急とはつくさのさて脇を出て
めものとと加へし事を海あくのハ
自我案の湯をの対答とを海さしそ

その海で生のわかめを武士たちが刈ることを主人の方へ言葉をかけてきてもあるたく女房のひさ代はさたりのよう紀ゆうこの話を主人の京三の腰をたたき右衛門六ハ右七ハたかのうよ主人へ申し但女房の方のそしはまた二ハ二の話三の腰のとゝりの記ゆえ通り中乃記ふあくそうこ

一

あくの中の事ゆえ話しあくの流しあり又後ふ主人へ海腰しわあくの流しあるさ

一

手ゝ　三月稲法話をするの所を法話と
法ふ話して大石九郎吉が名出話として通
話名後ふ出ゝ海ゝあるゝ海ゝ紀ゆう
吸見或ゆふゝ話と引ゆるゆゆ
持くゆ海腰とゝくゆて家のせんと長
なわた方へ風何方ゆて廣方のちふ
さゝゝぬ方へ出ゝく板ゆのせんとまて
家の腰とゝわて出ゝし家今主人海腰
はゝくゆた家の腰の門と今すへ海腰
主人て家せんと知て海腰ゆ但ゆ

人のうたてをとりて行ふ事はせぬの
人まへなるべきなり
一 行ひ持て出る事あしやうしんを一合うを
一合にあるべしわが家へ来る同位成
あ三方のまん中に三合るに立へしこの中
ゆへ精進と上ゲ物あたい物
物と大切とかけて祝へし色々
結下に生て人の押等
色一組あるべしたたくるべきの
事をとりて出るべきなり神事あと

かゝる次
一 たゝくたい持てあるべ事の記
なるべしかゝるべ事長の
長屋出る人長一間成へし
物かゝて出へし但附あると家出へし
色々書かゝるべこと出へし
一 同方人へさやの事三事とゝ式
蝋燭と下へおゝて事略儀なるべ
上ゲたゝるれたらたゝの方ちてあ
まるべ人かゝてはさること三間さ方へ

たゝてこれを結ぶ事とれて夜の手あらそくと結ぶ事ふくとゝくゝくして板蝋燭と立へし

一 同蝋燭とゝかゝる事こゝろ得たゝて右の手小指にて右の手の内へ入る事なく夜の手小指蝋燭と立へしこれを右のうつさ蝋燭と持くゝ蝋燭と右へとわゝてこれをふくさらくゝと夜の手小指にて持へし

一 板小香炉ゝくへこゝろの事是し是

一 とをつ並へなして或ハ是或ハ是或ハ是を

一 所の板屋の事或ハ東ふしわかるゝ流ふふ是を並ハ

一 ゝゝとたゝへし

一 こゝろしうの立やゝこゝて是を別ゝ者の

一 ゝたゝして上ゝくゝ

一 絵のかゝやゝの事是ゝ法ゝ者ゝ法を

一 ゝく指てゝて板ゝ計小わけて静小絵と

一 かゝ屋かゝゝ是ゝ是ゝ

かなをかくにもこゝろのまゝにいろ〳〵あるへし
心を静かにもつへし上の字より続け
わくへきところハよく〳〵分別しさて
文字の遠てゆるとよくみて結ふにかけへし
一 かしらと人に出る事なるを字の書様あり
まへかし前の事ハ其所にまへくし都而
ふかし流さやうの事ハ清水なとさきのなる
なるて紙につかふへし
一 続書人に出る事先ハ其人にさ庭義なる人
指ておよつて後の筆へし庭義にて紙筆にて
宗人のいろは字ハかくしなから継て
大様人のある庭義かくへし都てのかしの地をおきて
都てはて地いろはの人とまさへきあまりことさら
小清人あるにて一很さいもんあまりこゝろの遊
庭義にて地いて撃しとの事針ともいふて
流小取出て清書へし其所やうの事
書とは其の私とと上へまかりて当小覚ゆるけ
てわく 横にとわ書し其のわさとうへの
可へかし先と我れの可へまかりて其の手と
あるのおもて都て書へし又続書てその見とも書に

同じ去のごとくふしもとの方をつふ[illegible]
おのおのさるたゝ[illegible]けてあるゝ家のごとく
[illegible]なしもふちゐて[illegible]
氣をはらんし

一

請ゝうの事[illegible]もとゝ人のもとゝ[illegible]
にて結びてさて[illegible]ふたゝびとゝ[illegible]
[illegible]ものごとく拵て遣へし 牛蒡ハ
[illegible]てさけて遣へし 人参
世話[illegible]と[illegible]人とあるといつるの
[illegible]ゝわさし出てゐるゆめゝあるべき

事なわたゝ[illegible]ゝわ市の遣ゝのごとくなるし
何[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]たなのゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一

[illegible]の結仕の事[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
持へし[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御置きあるべき事なれども例の御使あるべき歟不載歟のこと
永て帰国仕るべきにて候
如当流にて養計持て罷出候と云ふ所あれども
宗とあるべきものにて茶の方計
有るべきと育とかへ仕るべ
大酒中てかつて者ふ所ふ海うさけしみく
永わけの事なるべし乃ち年人乃
弟子にて永人て御ざる歟者人の海き
人の弟子にて永わ人奉公にて
又ハ自の所存にて
迎へ人のこと
一
茶花ハ事ハ花紙にて色へしこと
水引ふく結ふ物ハ
花の言とハ
ものやうの事
一
祝料紙の事料紙上ハ
とハ
右ハ料紙
入ハ
拝領
一
花紙ハ事ハ
ハ
花ハ
花紙ハ拝領の方

をとこ人の有かたなどのやうふ玉へし御祝儀
ふるまひなどのことなどと入品色し
是等とても事なこと人の出れてあはする
色一方ならぬ事なるへしこの次
吉原は人ふくわてしかるとの
人のまわらにくるわさふくかる人
まわやうの好あるを是れてかの紋故
身人しかしつなてはなる人へ
一去年ふ何わくしたる時義とかしきに義
海しうの事無別ふい義ふ義とおくるは

是義義とこたてこと花とはかるふ
能のう義とこと事ふなるいたるうれ武
しの大東北能うの能見んなるとるふ
たるうふる義見のやうなるうの時事と儀ふふ
を斟酌仕う能也ふくはあるとかれるふ
まわるるうるのうふし
一当御役ふ事ふ事無ふ御下の事ふ進ふ
大東西流ふるとふのふひと名のたのかふ
折てふ西へし義屋ふ義ふふれい一つ
臺ふ事ふ出とふ同事ふふしふ義

鳴ものを打ちあまたあるを家ふまへる事なと
いくつ付とかへらくとかの人命に用事なと
有の名人を拵ふして計らひ名ハ用物
山ものいるまとしかけるかを出入して付る事を
あるこくかひとち矣ハ成人の方へなりて
出産屋

一

笛と人ふ出ていさ事ふあるを稱して笛ハ
古きをかりて二度あるまあさものをかいふ
永のかひと移ふ出入して家ふ入たるを
家とも出入し矣ハ見るときハ

一

主夫人ふてまとと見んとあるとわらの方と
移ふ方へなりてあり出入し

一

小鼓ハ出事なしとしてこくへなりと拵て
あるく事二度婦ふるをあるこくへちとちなる
なるぬをのなり指正と上へなりてこかとと
主人の方へなりてこかとようなる方の指なて
なく清水ふ行くなわ仮神ハ事なくへ
いろかへくく次

一

大鼓之事なし小片へ人と用ふなりくて
なくへなり持てくなりてあるなるなる

かゝる事ありてはゝ清水のしゝ拍子
なんなるさるのうまふるゝことかけて拍子
一　太鼓の事たいこ鼓有の事拍子ちゝと二つ
なるゝ事拍子あへし拍子の事ちゝと
有小太鼓とゝ小ゝ又わり太鼓とゝ拍子
わりゝ付い事の事太鼓小ゝちゝと拍子入て
も拍子わたし舞いつゝ時ハ太鼓事
事のゝゝ太鼓小ゝちゝと拍子ゝ拍子有の
事をハゝ拍子ゝ事ハゝ拍子ゝ拍子さてゝ拍子し
一　ゝ事ハ小ゝ事人のゝゝ事拍子ゝ

こてゝひゝ事のゝ拍子ゝ拍子ゝ拍子て有事
事ハちゝ人のゝゝ拍子ゝ事ゝ拍子ゝ事ゝ
ゝゝたいの事をゝ事ゝ拍子ゝ拍子し
ひゝをあゝの事ゝ拍子ゝ海老尾の事ゝ事
ゝ事ゝ拍子ゝ
一　鍋頭の冷物の事先拍子ゝ拍子ゝ拍子
先拍子ゝ拍子ゝ拍子ゝ拍子ゝ拍子ゝ
有の事拍子ゝ拍子ゝ拍子ゝ拍子ゝ
一門永の事ゝ事ゝ事ゝ拍子ゝ事ゝ事ゝ
事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年寄たる人々を汁物うと成し入る事く
[illegible]
れさせきへ汁と吸ものは中人居ふて
入るかしと吸ものとはまぶしと云也

一

[illegible]すうんうんそうんそうとれ
[illegible]
同事なるべし やうめんも同しうし

一 索麺乃くひ方の事 [illegible]
[illegible]
あるは其中のさいと長へ居り存のさいと中乃
さいとをとろへ居りく存のさいはゆるふ人
索麺のあきたるはあきとやるはあさ敷い
上へ重て置て [illegible]
[illegible]

汁へ入るゝ次第後にかんし先さまんらう
のゝ〳〵先汁を無へ清出まてけと清
てゝ小豆〳〵切へし板うけ〳〵〳〵〳〵
後ゝ〳〵とうゝへしあるゝわ〳〵さ〳〵ゝ分解のき
をゝの海〳〵盛はゝゝそゝまゝ何もゝん
月ゝゝ〳〵きゝわ汁けの用ゝゝゝゝ切て
ゝひゝゝ結ゝゝさい法ゝんのわ〳〵きを引と
あゝゝ書ゝゝ方解ゝ宗ひゝゝゝ法ゝゝくい
世ゝゝ結迎候ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
引はゝまゝ〳〵ゝ原〳〵ゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ〳〵ゝ次ゝゝのゝはゝゝゝんゝゝゝゝ
ゝ書ゝゝゝゝゝゝ事ゝゝゝゝゝ解ゝ日事ゝゝゝゝ
解ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ書義ゝ

一

ゝゝ書ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ上ゝゝゝ
ゝゝゝ解ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一

小神ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

よりてかくのごとくいひたるなり
ゆゑ　ものゝとよりてこれをなす
人の立ものゝ上にこれをなす
ものゝ上にあるなり　二つとりの物を我方へ
出神けわのまきハいくにあるまきにわたして
用ゆるなり　ふたもしくハ
ものゝ方へかゝりておりて
重て積なり　又廣蓋若ハ唐櫃の蓋をも
入てかくるなり　その時先廣蓋を
うつしたる上に出神を上て

かゝるなり　右の手にて出神の物目をとりて
左の手にてかくるなり　わの方のものとかゝりて
稲束を出束をかくるなり　用ゆる
なり　又帷子をかくる事なり　用ゆる
又袴肩衣の事　袴をうへにかくて
二つ出わかて　指出ものさきを上　肩衣を出神の
ものゝ上にかくるなり
て袴の上ふまへ　出神の
出ものゝ　先　あの
出ものゝ　上　行わ
出ものゝ　肩衣　とあり　先　あの

事もあるべし後袴半出すあるとも用
事なりと又野山なりとも何にもあれ
きとあるあるきあるも歩くあるべしこれを
あるきかもしくは扇子とは手に持て
よるの扇なりとも或道張りなりあり
とりてもすべし

一 者指指の事先はやうしのあるより
上下を定かるとを定て奥と定て次か
指をたくへしあるべしてあひて
はひとも呼又は方の主とも呼て主人

さんあるべしたとへは物人あるとも送りも指
のしやうは事なるべし

一 ゆるすの事先とも陽とうびて
あとと名先とかふ主てきしきのえんとく
ゆとうけとも指箱と名て喰へし食を
ひて椀なのもとかしのあるのを
先とまと食のかふとわはいるま
のとひてもるべし次けとるる
事あるかをもひてもるかの次はき
あるきかをけと吸事とかしの食と

かやうの事まゐらせ候ハゞ さいさんとは
いかほども我への給仕に請べし 去ながら
満議にかまはずして くちいそぎハ無用のこ
とはり心得べき事なり さりながら まゐるとも
客の前にても其事なり 差合ハ御斟酌にて
まかりかけ候

一 食のくひやうの事 ごまいて ふるまひのをはり
食を喰て 先さいを箸にかくる事なるべし
さいにて 飯をくはずして一度にかくる事なるべし
喰て後さいを喰るとも 御前にての 御事

是も前に申ごとく ひとつ ひとつきこしめし候のは
くはず 其後 二三の汁をもてなし給はせ残
すべし及ばざるにてもかうらず さやうの事ハ
其家々にありて 次第にあるべし

一 酒の肴のくひやうの事 そうじて一こんぬる
ほどにて 進めまいらせ候 のちに くはず
はしにてくふべし 其上にて 酒の肴は その時
にあるべき 給仕の事 心得べし
あるひは 御前にて 年の内 さる人に ても
礼をいたし 差合ハ 御祝をいたすべし

こひのぼりてうんぞう事あるより

一 浪花ちかひらの事 船をかり海へ出て梅枝をて
人毎ふ先汁とゆてほふらるわそまろし
先汁とをゆさきふれてみとりひてほけと
ゆへし先さ若さものをとハ能ゆゆるをとて
皆喰ハるろし凡そひる紙ほくらをも

一 日とへふ初ほ事肴ハ鯛ハ紙とおわるものをふわ
かるのりと書て是てあしわ今ちたれり
仕ちハるろし只ち海ろをろ日ふ拵ふ
重やうの事ちのめとくしものをとへの方へ

ろ引て搗ふ毎ふ是へし巻主人分のへ
そこ口ハ向ふわ引ふ存のとくふ主人の九社方
ちわ初ほ氏しの方とを主人の方へ腐やうふ初ほ
又夜の方ちわ初ほ事河ちをみの方と主人の方へ
ろろやうふ初ほへし先ちをくをちくふ海やうを
初ほ口ろ方ちを日ちへし書ふふを
ふちをしを中しへふ初ほとを対ハ方のをと
先ほのろうふ初ほへし但前ふ注ちくを右の
二方ちわ方日初ほとを紀ち右のほ先へ腐ハ
かりてちろし左ちわ初ほ付ち悪ふのほ先へ腐へ

一服忌なる事先はじめ日かたりあるべき
服忌なる知るべき日と用事要人日紙指
右日のとくくてそれ事先又肴等遣
去なるべき肴月服忌一度ゆ初代肴月の
しくくなるべし服忌ゆ人しそれ
定法なるべき何と仕わるべきて肴遣

一

聖籠かたの神社ハかさこ海ゆ
そとゆあるべし人ゆかく聖籠ハかさこ
海ゆうらふあるべ御名聖所ゆ出て
うらのかさよ知るべきのうそかさなるべき付

松原出てゆの御社ゆたみくく法籠の男人
入ゆ先しゆ出て主紙出て出ていくるわ
ゆ人ゆあるべそうわゆ出人しけくそいて来
こしゆし

一

人の前ゆあるく神と出事ゆ長ゆと抜ていく
庭家とあるとくゆ出ゆ神ゆたるべんゆし
又修ゆ長ゆあるべんゆ独行ゆ家ゆて
松主人と見ゆて行るけくそい主人とのあるべ
ゆくいさいしわるべふく礼と主人し
主人とのゆ出ゆ庭家ゆ庭ゆ礼ゆくる

きつわ四人ばかりて袴と出へし家の者ら
人々とも家の義あるを聞おしらかりて
少しの記とてそれ礼と仕るもしきの
者たちの記人をたちの行ふ仕方の作法こひなて
長崎し家のほのひらと申るかりて袴と仕度
小家の義我家人あり引て板袴と出へし
是ハ家の海とはくかりいふて高麗ふ礼と
出へし作又久しく礼と長崎まき
あまりを問さんく小あるこるきしひふ
あれ長崎作ふと仕て高麗ふ出へし

かるかの長崎ふ小ちるしく何方へ成たをき
二人あるへし右何方へかりとも海りこのれ
こるこの手と仕て通へし右へまりれたる又右へ
まりまへ右の長崎つきさらうし長崎所
かり書我かし

一
海の板かきて日本の書類の人きよりの
かるとかして板かとまり折紙のこくふ
指中行て長崎問と出へ家と書へるそれと
まる二つ小壁打てきを打月ハ切その右へる
原一切の九の方小ふるしとまるをよへ

るて二つ〳〵へぐる毛のうらとよこへるて
ちりの有る方ふるへて毛を又流ふまわて
板紙乃ものそれ打ちの内へ入てこちらく
かくるのおてとよへるて毛筋し あまてし
大毛流ふるてらてそのこるし 板毛へして
板とわさくくおて英かしらの方先の方先
板弘 板ゆわさらへるを打ち出るわ英〳〵らの
方かきこ伯人いるのゆこうを板のかこひく
なるとまし 英わこをくるるゆをわね
まを鼻紙とかひて往〳〵ゆくにまへし

此時も退き伯ふ毛紙つきて帰るへしたちの本
乃筆を前ふ前ふ なるまの時ちかつへ次

一 板紙の事大略板屋なるへし 英引合なる事
もあるへん 道中見とよりなるわ或諸国
なるの時七分のるるし去るへ此時出
かきなるへ黄紙へ

一 庵下まてはおのこへして板とかき
て内子付鼻紙のかこへまるへとれ
切ら英又をるるりへへ向して
かきて退へしを板くへと人より毛

たなかまとをまして又あまるをとゞめ
をとゝ入をたゝて二ツ結ふ也
一 法華堂ゝ[illegible]たゝ[illegible]たゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
みてゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一 ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一 神[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

神[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
法華堂ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一 巻数ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 このうり気をつかふへし
あまりかく致し候事当世ハ其の手にて下
ところへてある事一段むつかしの事なれ
存の手にかくし弦のかわるきぬと指なをそふ
下にこて置らぬと指をてあへし 先も先ハ右の
膝とそへへし 但何れもよるへし
一 碁盤ハ碁盤を指て打事何時も先あるへと
横に請て置に置へし 然者用ゆへからす
ろくに能見給て見へしこゝろのかくるへ
と思ふへしハよく指ハまへりて落つまし

一 指にくきとたとへて碁盤と碁笥とて指へく置ふ
碁笥とおきて其上に置へし上下にたくしを小裏
白と黒のやうにあるといふ説あれ但さまし
あまりあれ類にて先ハ其の前時よ
たてはすくすきに方にくそれにうけと二つ
すきへてたく存し指碁の盤たてにあく事
あるし弦の指にあるやうかの事なし 上よりて
退へし弦とそくしあらはしる念し
申れ事かある事 既に金銀儀とすのちの
とまへくあせ中ハくあすへし 堅く小字のよく

[illegible]

一 板東の上にて扇をもちて物をあつかひ居たりしてわるかりぬるもの

あの事なり [illegible] 板東少し [illegible] 方へ

板東と豊臣とつかひてみるにたきてよろしく

事の事と出るこゝ也方よりわるのあるうよ

ひとりへし [illegible] 也ふあるこゝと也てもあへし

何と記し上の板東の紙の所ら人の方の方よ

[illegible] 小 [illegible] 必定法はあるね

[illegible]

一 清華に水戸殿事先こゝんさしふるとへて自藤の

中ふ生こゝ上こゝ清こゝ藤とたてみこゝ生へしこゝ藤

と云て扇少れ盆清こゝ也とかなまこゝ也かけはて

扇と為こゝ生こゝ [illegible] 藤とおて清こゝとぬこゝ也

生こゝ藤清手に水入也扇方元上藤の清仮こゝ

清藤こゝの事ふこゝ清清元の仮こゝ生用ふこゝ

清こゝんこゝこゝあこゝんの扇こゝ

一 方形紙に板東こゝ事人ふこゝて [illegible]

こゝ [illegible] 人と [illegible] 元の所ハ [illegible] 人と呼て

清ふ事生ふ形こゝ時方ふ紙こゝて

おこし抜之へし常ニハたゞまはして吾て
吉刀折紙を示へ参て抜差へあらく様子也
吉刀お紙小かさし須勘なる常に清絹の時も
其所尋ぞへし常へ左ハ呼ぞへく清ニハ方いまい
てらく結なり
一 貝足浅鞍ハ人の結る時の事くの地まに
而奉りて身あ捧加候而事の紀ハ左て示
との神平を取そて礼とすへし主人の結
たるとき紀ハ左手小手を銭けて手のこと立ふく
礼とすれく則いてきゝら小成なわそれ

ごとくかんくりうすわ
一 刀服猶出人の清時ハ載て以て退ぞ取る清
をかへとくきえ小立て則清須乃とさして
みなりし當なさ出とよ左て礼とりふとあるわ
一 小神桂子捧扇もあとしきの結わる時ハ
載て以て立うけかく先し前して掛て掛く
一 衣服いふなり
一 衣草衣服しの事ハ左を成に入ずして
毛のすぢと上へなしてよこさ海小かさし海なし
一 至りしきの事先ハ結の前なるすぢとうし流へ

てもの方とよくてうこの二方成
あくし絃の外法方とはかりあくして
教へし的の時代是やうにいまこそおそわ
一 ゆうけの時ら必ず人豆わら食の時食え
ら豆腐板須くして跳よとれて湯わる
一 湯漬の時し必ず湯わへし南世そぬと
ゆ法とあまとしもふそいいてあるね
事なり
一 魯の法九法 極の事法こあまこあまた
先法方法の点を初者と取く取れ正へ

ゆ祭小人来る時先ゑふく ろと見れく
絃と存の不法まとひて法ゆるわ板魯を
法し板ま度むりと法世魯の法 屋うの
大絃のうさのあるかこしわ存のあうちふ
ゆさわてうさのあてわやうく拾て存の勝の
拾小方のまとうけ門ゆまて動まわうけれ人
来る時法 小世ろ人の法九まて拾て法九時
ま法法世世ま度むりとろこみの方ろり
法ま方ろう法九人年人のまるゆりとあそね
ゆわ拾存小ろまそ成せりく法小下

又ゑとりかけ候へし
一 同請取弦の事 弓并弦をかまへと先請出て膝に
付掛候主人の右へよりて左の手に大弦を持
来る事を左の手にくみて蟇目を請取わ
次にひきちと出て先勝への前にさて大弦さへ
きとあるかわこき候ひちとあて置こしく
さして退也
一 主人弓を人に渡候て時る是に大弦左の手に
てもちて左の手にもきりて左の手に弦をくみて
蟇目と大弦と一度に弦をあるやうに渡也

いかにも先をひくや渡すへし
一 ひきめの當やうの事 大鏑ハ身より一つ尾一つ
尾も身より一つ手ささ一つ又身を重かり
おいるゝそ以上五つ也是と又方のひきめとふ
又せうのひきめの當やうの事たくささきわ
あて細て又まささの尾をてあてておさしる
まり右のちとひきわ也あてやう前と
一 同しかぶらも同前たるへし
一 かわらけのゆみの事 人のちから弦をりて
ゆみをのまり 但犬猫乃目やうなる人の前也

三段にふゆひらにて往来すり東西の方と
山材をつきに置かへのたへなるやうにゆふ
あし 構の廣さは六定庭露のかくへ構の
構に隙やうにゆふへし 壁の木を構木乃
向の方にわるへし 縄にかく十丈しいさ
あしても ともひてさしきの方にしらへし
本の事なら ね事なり 東西なすへる 在秋なり
織中はあきことのなるなる事の木又を 植にかくし
あるをわなこかれのなり織の時なる 落にく
なへし 仮初にし 種の法なと ふくハ世ね趣

一 急なる 事先に苗代なとく流しあわ
なをくる 頭頭流れにと田の本出なりし 頭しと
うけへし とん急ハ満ちともひにして 二元定
極さらへし めんより ハめすこ ちもひにして
苗の寸法となして こらへし 緒やうのちらひ
入らかするも 蔵ならわ 苗を残なし まて
うけ蔵なる 連をわりなりそ うけへし
一 苗取への秘事なり
田植の事 縄をかけへし 寸法の事先にて
まもとひなして 急のなりふるなると いふ

法のわたりにて是は鳥うちてあまり
なりきるゆえなりとひてよ紀行申べし

一　書のたなかのきやうの事大書は七ちらわせう
ハ文ちらわ和歌也と略して書は大書と
ちらわせうこちらわふてはちらるわ歌
はしきものこちらるべし

一　雑書行なるむ事七いろちらわてそしき
排稼の事そさてそのうへへ入くはさと紙
ちらわて少べし巻又巻ふそも事も
あわそまてそこやう行の時あるし

一　真名のへし候巻巻ふそこたりえいくさとい
りへ武ちわ

一　かなりの和歌の事也しるるの事の排
なりこさ不ふ和歌の和歌ふて排書べし義
の巻ふ玉たるしわそふ立ちしわさへ
あそこ立てあこそひろしたる紙ちわ
ちるこちて不るくはしるは重下いく
半方ちし用事しうへし

一　ちわひの事也ちいち行のちふそもし

一　係ゆし書と長くあり人の後と書ぬ

一

[illegible]

一

[illegible]

一 折合戦のゆゑ兵のすくなかるべし必ず行くべ
きこと人々くるしけれども利なき兵
とおもひけるゆゑ人も兵とも少なきて
ゆきてこらひて入さるべくふこゝろにて
兵法計とぬきてそこらし枕兵法と例を生て
立て用る時こゝろにて用ゆる人し年の若き人今は
兵法のことはうとくこゝろ落ぬやうふ入てこゝろ
かゝる次位若きるべき人こゝろにふ入て強き
なりうの事をはゝそめるべし

一 惣世人の弟子なるべき者とのゝ付まつりてのまゝ

ばかりふかゝる次位をもつる人多し中く
こゝろぬ時分なるべし只何事にも言葉し
ワ者ゝ言と考人仕しめらるれば
ゝ者ゝ意動ふ引と事なる事なるべ
時なるべし

一 軍陣（陣）之者迫ゝ時ゝ者の引
やうとく立よ和ものゝ言葉と
弟人ゝてのまねものゝ先と新敵
ちゝのいまゝ人のまねゝ人の事なり
人の者ゝ次位（位）何方ゝ次のこゝろ

一 稗と云物小毒世ゝの後米こしと毒度
豆と入ゝふいなかの一度といふ事うり
先度豆ゝ入て五度と入ゝ度米俵と
あつふものゝ事ゝ此時豆ゝ文稗の俵
とかやうゝあつる事ゝ有ゝ豆ゝ文
すゝ此時の事也

一 俵ゝと米ゝふくさみゝ毒と人毎ゝ鞠ゝ
とゝつゝゝと毒并俵ゝ俵ゝ俵ゝ
ゝゝゝ俵ゝすゝ

一 俵ゝと豆ゝ豆ゝふゝ豆ゝ俵ゝ豆豆

とゝつゝゝまゝとは一ツ二ツとゝつゝ
鞠の数とあつる事十廿世界迄ゝ
数とゝて五十の時五十とはいふ事
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ又六十七十八十
九十まゝゝゝの門ゝゝゝゝ百の時百とゝ
ゝ百ゝゝゝゝゝゝゝ百十二十三十ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
とはゝゝ百とゝゝゝゝゝ

一 鞠の木ふる事と仕る事これ有り
たるところかうとまりてさるとうりよ
行合一部とかの見とある所へ次
さて義経きくの義経とよ
りてまわのそれら本の枝とよへおき
へて海上と落ちへし海りと掉ぬく落り
ぬくあるへ次
一 鞠と人よ拾ておくるうえ入て事度
とおてさけてあるく海法の見ふ仕わうよ
置へし候神ふし海こひるめる義経
ぬく

一 太刀折紙関係上中下の事 前八花押の事と
一字の注さけて書たるうるるる今八字
おさうれらう絶の大乱はまら神のう
先ら主人参人今のあうや海ふ方へ先へし
はいとと事大略ら略らの事の御り祖
るれる先主八かと一るるるるとさけて
書へし示現るとと奉時ら毛法当あ長
ものとあ主て所の文とるふてあ主
書へしこるふと事ら行るにあよ次

主賓人名之順樣

進上

御太刀　一腰　國光

御馬　一疋　鹿毛形　舊月結

以上

名字
名乘

一　ゑぼうしをもちて主人にはゝくゝ
又ホ軍ゝゝ一腰ゝゝゝゝゝゝゝゝ
大ゝ調樣式ゝゝ
清方　一腰　ゝゝゝゝゝ

馬　一疋　ゝゝゝゝゝ

以上

名字官

一 兄八稽果てんかく事常ハ人ハ行ふ子
時はかりなくし被爰ふつつを時と云

一 勝
方
馬
一 丈
之

一 先上中下ハ其人の所へ出て清の字
二ツ半ハ上ハ名字ハ名字ハ名字計半ハ
名字ハ名字計半ハ名字計半ハ
名字ハ名字計半ハ名字計半ハ
名字ハ名字計半

かゝるよう夫と斤数しているわ

一 屏風と立ぬ事なれば大綿なれば人さた数の
下とゝりく足結立へし今の屏風と上ゝ
立ぬ一一双立ぬ事ゝ作こ完めちかひ
のたゝ事ゝかゝらぬやうしよたのさきへ成やうゝ
今と入て立ぬ

一 大神小夫と生ゝ者を書院表向の座敷よ
堅座ゝて主人を立て主ゝ出ゝ数の
主人と出着ゝく初ゝ主ゝ
立ゝゝうゝらへゝ主人ゝ屏風立へし

一 うゝらへゝ数ゝ夫の着にて主ゝ出ゝうゝらへ
立るゝ主人ゝいゝゝ出ゝゝ出ゝて手ゝ
出ゝゝうゝふゝゝとうゝらへゝ主人ゝ立
先ゝ出ゝて手にて立ゝ御夫ゝゝと
たいゝの月小夫ゝ立ゝ有ゝゝ

一 小里に立小の事先新ゝ出ゝ数ゝ主ゝ
のきはゝの方者数ゝ六人の時ゝ新ゝ
一人立ゝゝ者数の事也 板ゝ夫人の相
手ゝ夫人ゝ清立ゝ木ゝゝて夫人の手
屏ゝて立ゝ出ゝうゝゝ人の事也

一 武馬小柴町うえると牽て附なるべき稽と
為たらさあ方の稽の糸とちくあ申して
あ〳〵しをとこちらといふるわ

一 かゝ月万中へうると牽こひ事注家の向わ
牽込〳〵ちうしう 似平地門なく 横ちあれハ
刈なのようとの方ちう牽込ちう出若形とめく
月とのうとのちけハちうあ次牽て吸
時七あう〳〵事出

一 さうなの月弥なふ角いくはひ英城なん
えるなく書鯉附なとハ形ちも又き二四二

十丈なく先へし鯉附なの類なの方出
一 庵丁刀なと者ハ又物ハ又ハ名ハ
ふ出ち大事添ハ
一 小綿の七出ひうの事男出ひなの当毋
七出ひなくあうたんのなとさたるくく
主て一七出ひ結ちう結なわ刀上の方へ
七出ひのあるやうう結くりのさやり
刀月て板方へさうわちう結なわ出ち遠へ
屋うまへのこと〳〵
一 多の事定法なり いやうあうしうし

年の暮ちかくなれば井のさけとりて
かく決定をこなうし年寄らんへさけられる
見あるもしあり

一 ものさしあり絵の事必ずやまぼろしさけらる
さわるべきものなりあるいはまぼろしあるべきもの
時をうかがひ決定をもちけ絵又てあしらわ
ぜもものなり一方の時かりゆをさけ
られたる先をいうかもあるひとり爲帽子
上下の時もりめたるまぬをあるわるべ
見あるきたるべし

一 重実人の弟小そて僧侶の盃といふ名和
ゆうちかるべきものとなるまきたるかるべ
いてををのうり同親兄弟の盃和
人の弟小ていふべきあり決

一 重実人の弟小て親の名をいふ名ものわ
ちたあやしやをのいふ絵をうあを
ゆうちもちあやとしてうあのいうわ

一 南世人のたべうあ家と名人ふいうは
ものとけていふ時をあるべ絵也
清風書をふ小戸決又を清はひうの

名字とあそりてゑんとうれてゑとあ
そ後のうこうよひもとすそ名家と
ゆゑのあるへき後 清見書記 五月極

一

主人の道具或らくあるて或ちうこう後
書かやうのものとうとふ小去中君のとふ
後事こゑのおてあるうハ弟小ちるとくく
のり雑あるこのやうのものを紙ふふは
主て後主人しと中ってゑる事
ゑ道ゑとゑ又かゑのハ中ゑ後ぬの道小主後

雑書のうのの類を手ゑとしとも主人し
ゑの記ゑ紙作りあるく後主人し候今
ゑ人の上又ゑ紙ゑ書ゑいの上ゑハ後ゑも
おりうこうゑれもこと主ゑとつてとゑわ
後ゑ人しゑ詞とつゑて後ゑはふ
ゑわておわらゑこゑいふゑ結ゑきき
ゑゑいゑ後人のあるとゑゑしゑく
後へき事ゑわ見ゑ主人の中君小ゑあ
あるよ後ゑ時ゑ雑ゑの紙小ゑとも
ゑ後ゑものゑゑとゑゑ後

又清丸時とうとんてうけ[illegible]
一　ちうしたい脇の付　俳物ものの様子に
はんきせんへ入ものあり様子ものの赤
きうしとなは行ものとそれとそうし
一　人の日とんく事　しかるに次こうか
かうかいとぬさて板目とぬさうち先ハ
あひて人の用ものあうち芝居とさし
てあ公ろう者ハ何と作ん乱
とく変ん[illegible]ものあうかんと好
ものかうふるとふ法その使う事有る

きやうの不小様つとうとてぬく〳〵きうわ
刀とんを生きたたえ先を使ぬうすも
つうわさあはたきかそのさかうかい
小日以下とうとくとんすぬ板目とぬく
ぬさうのやうふかやとこ川さ紀乃
方へうぬくぬさうのうう様乱
俳あらくぬきうのうう見ふ立てん
若し先と様ものとらいあんしさ日と
ぬきうのてきまつうおそうわ考
板さうう人ひとうとくと

若方底なるあるは赤紙あるは白紙
にてうるはしきあの手をいとめでや
らぬやうにふるまひて京かく
さしてゆくしに若ふるまひしく
かうおいこうたるなりつくはぬさくれど
めさてはきたりしひとりてきてうう
ゐ小方さすがにてこの人の言はわぬさて
あるれらとうまはりてうたるを紀方の
えの方と我ら若ふるものしものの言と人の
かうにうりてあの手はうく結こ持て居を
あ一あの手をはうく結ふ居くわうし
ヨ源氏あの手を若のきうへ為て物をと
人のあやうふるうへしとふさあり見
ハ若手なるとすりかてカのかうへ手とは
とのヨつうるるうるるるるるさも
あるへきやうふるうへあの
手をとうけてあり居うる結うわ手ふ
の事なるとせあるくふるうへ変ふ
たるかるうの法のおさ事を京ひさたり
人をうんうんうるるうわんるるわ

あくまれたるうおをあるのうをなをば
屋一

一 池大とわきそ月ゝ定ゝ法ゝ師ゝ
ゝきゝ月ゝ日ゝあゝくゝまゝてゝあゝきゝてゝへし
若いゝまゝあゝさゝてゝその紀時代小川たて
るゝわゝとゝかゝさゝてゝへし 世ゝ小ゝ日ゝの母ゝ方
ゝあゝてゝあゝくゝかゝさゝるゝれゝた史ゝのゝものゝわゝと
きゝてゝとゝへゝ高ゝ山ゝあゝるゝ 御ゝ本ゝ法ゝ法ゝく
かゝきゝてゝあゝるゝきゝと紀ゝ小ゝ日ゝのゝ紀ゝ山ゝてゝな
のゝかゝきゝふゝるゝかゝさゝてゝみゝくゝさゝものゝるゝり

はゝて川ゝ島ゝやゝうゝふゝかゝさゝてゝたゝるゝ結ゝる
あゝるゝかゝあゝゝとゝすゝと紀ゝ先ゝかゝさゝてゝたゝるゝ
結ゝるゝ主ゝはゝあゝかゝるゝとゝし ゝ方ゝるゝ紀ゝ
かゝきゝてゝて池ゝとゝかゝてゝ世ゝ代ゝ紀ゝ山ゝさ
ゝゝものゝるゝ

一 ゝうゝたゝいゝとゝかゝてゝあゝる事ゝ為ゝ 蓑ゝ川ゝ
右ゝのゝもゝとゝ上ゝのゝさゝれゝきゝくゝあゝゝてゝた
まゝゝゝゝらゝとゝ扶ゝしゝう義ゝと扶ゝ時ゝ
とゝゝゝて扶ゝゝゝう八ゝゝさゝて池ゝさ
あゝるゝのゝるゝ色ゝゝゝくゝかゝてゝを

はくはへし

一たんけいりてあるを事当世くらはあ
他人今わよくあるを間けりのはきと拾ふ
そまてたてよくへ斗ふろくなられをあてく
はさ為るゆるわちて他つきの方をとひ
あくるやうふかとなて拾へしたあり
なれをそて能あるをもくをひとれて
又他こなるてゆるすわあやうの事を法系
時の乱敗かんやうるわ
一玉者へ法華と絵するを世くりわたなわ

新蒔屋へをいりての作法を定て名ふ
ろくくはをるをくりをあれわ
あるるをさんの能をるをりをとあひ
ふをれいをとしてみるひらて仕
こひるそて見あくさやうあるへきう組
らひしなくしをそて茶とをていをれをふ
先のまねをさふ敷くのしくへし茶の長を
を能つくをて能こひをとるうを
あくへしをそふあるくを向をて
おをるひくへし吾をそはいまをしをを

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

と云西又九月朔日より稲を刈て九月
九日より出穂と云西也 無利義満公
時うつくしいやうにうつり秀又夜あつき
ゆゑ和合して実事稲苗八月末より
白きを対色白成人名稲とこそ云
こゝを不性と云こゝろ
刈とゆくやうの事むつかしわ侍なは
九月拾ひ三つ四つ拾穴ひ出ふしと云
こゝろ今名稲こゝろ
又刈ゆくて九月ふしと云事あり

一

さて上をうらくこゝろにて一されそへし
今を一切さけてたひ出てたるなり
一向ひらあるやうにうり先をむしりもち
くりの時分をうりかわこゝろ
たりと小のさきをしてあるなり
あそこうに決あるに刈よりかきに決柳葉
ふしてあるの先ふしてあ事あるへ決
雑事人名人名雑敬人さ事
みな月まて小刈と云ふくろふくろ
さて横ひさ人へしみな月ちわ及ぶまて

物ニ申わたし

一 人と申ふ書物の事ハ為ル所ニ下ゝ書物の事ハ
為ル面ニ下ゝ書あるべき事なり
極上のうしの皮とつけぬ事なり
御ゝ常の物のうしの皮とハ申あるを
婦ゝ申ゝ皮と付て渡ハ
ゝ皮と付てハ渡ハし

一 連書証判と申ハ小ありとハ
大勢判と申ハ連書と申ふ
の元ハ下ゝして名と書てやるとハ
利

証判ハ日の下ニ為ル書数
人判と申ハ
事ハ名わて主付の
ゝ事あれ人ハ
連書と申ふ
人数ゝ

一 杉代数の事二十疋ハ中ニ
ゝ百疋ハ
数書ハ
ゝ

よまへし法のかるるまで

一 あるべしきまとまりあるべきさの事
多く法あり法るべし発言字あらとうと
るして書るる絵うり法のう
かりらと法へ入るる絵をいひたた
あるべき法

一 辻がるあの事法あるべ撰小藩の方と絵
まるるうこと方にまくとるして書るべ
長所の幕のるりやうの事法あるべさよ
幕事と立てこと法通ある方小義度と

ちきさ方と指て書くるうる方とんの際の
うくおて書るるうさんこと法あるの所幕
もあ事方と表幕のよふ主義かるもわ
トてうへ絵北小什くあ——也法あ
あるて絵るるのうくあ法法の所時ハ
表法の上ふ書へして幕のるりやうハとと
きのこのるるう

一 注義小藩義へこうの事あるるん
しきこまりう数小義りのう必所の
幕ととるる撰事よくこの也撰事 日長

ゐるへて云ぬものすくなしと云
一 社家へ打ものゝ事ゐ紙七紙六紙しゐ見
もらひて出すへし
一 徳楽田楽茶ゝひ一世ひよわ紙とゝふ
事ゐ云ものゝ中まへ名をいふゐよ所つ
りまへしゐ人の事付ハそんしやうそれと名を
ふてはゝつりまゝ
一 余ゐより使者へ来ゝて必ゐへして使
なる物ゐ云まて事ゐりて一人して
使事もあまとも同しゝゐ人して

使へさすり
一 唐布の帷子平人をいゐる人こてゝ
かゝ決
一 清こ一の供ゐる附ゐさしやうの附ゐ毎乃
ゐる附必清楽ゐゆゝ人ゐる附供
の所ゝそれとあひすゐかゝとゝ所ゐり
拾ゝんのかゝゐゐるハゐれとうゝかゝハ
さしぬゐり商世ゐうゝとゝこゝて同ゐ世
一 常ゐ人の紙ゐてゐ世名人といふ紙ゐ
しゝとゝ所きゝゐり事ゐ遣世及

一 このたいりぬ事也何事てもこの事
小姓とは上すていつへし
一 主人なふかあるとき時を詠く申ひては
いつねのうり芝を以成主人なつき
かなまきたあるとしやあるへき
事なり
一 へて出れこの月とは出とは毎ぬ
うり毎方の脇うり毎へ
一 酒りり敬といふ我のをて別わり
敬とまるとうりたりりくまる
以ふくすす
一 おかりうわと人なわ出毎方のをてる
ぬ事ふてる更よるう方りハ話句
書紙といふ月とあるとあ光あ
一 食汁小さい光ひ事けとけてほを
引事毎月出方すくあわてなく宮
一 山のお田のをと一度小初出村先山のあ
うわ人へし仮事年よ寒白うとあて
先れり初へし光を一りと寒紙の事也
一 かり校のうわ屋りの事せてをわ乳

ちらへてしまのちめるふくへく
ちるもの木の梢もわ但梅葉のま
を七月廿四流よ氏世又ひろのと
ちるなり